

## 流山市地域公共交通活性化協議会規約

## (目的)

第1条 流山市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、同法第5条に規定する計画の策定及び実施に関する協議並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議を行うことを目的とする。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県流山市平和台1丁目1番の1、流山市役所内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づく協議会における協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係する公共交通事業者等
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他的一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係する道路管理者
- (6) 公共交通利用者（流山市民）
- (7) 地方運輸局長
- (8) 関係する行政機関

(9) 流山市

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

4 第1項の規定にかかわらず、協議会の開催が困難な場合には、書面による選任を行うことができるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、組織等が指名する委員について、同項の任期中に当該指名時に就いている職から別の職に変わるとき又は当該組織等に属さなくなるときは、当該組織等は、新たに委員とするべき者の指名をするものとする。この場合において、当該指名を受けた委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、全委員の4分の3以上（代理・委任状を含むものとする。）の賛成で決するものとする。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。

6 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提

- 出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各号に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
  - 8 前各項の規定にかかわらず、会議の開催が困難な場合には、書面による開催ができるものとする。
  - 9 前項の規定による書面による開催にあたっては、議案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(委員の派遣)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、市民等の要請に基づき、必要に応じ協議会の委員を市民等で構成される組織へ派遣することができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は交通計画を所管する課に置き、会議の庶務を行うものとする。
- 3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、流山市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が指名する第4条に規定する委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

3 報酬及び旅費等の支給については、流山市の例によるものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月14日から施行する。